

また、悪臭は、環境基本法に基づいて環境基準が定められる環境要素ではないため、事業所敷地境界線以外の一般環境で影響の評価を行うことは非常に難しい。そのため、一般的に広く使われている環境保全目標は、「対象地域における大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」である。

この「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」とは、地域住民の大部分（90%以上）が臭気頻度尺度の臭気頻度1、すなわち、「たまににおう（月に1回程度）」以下を示していると見ることができる。

- |   |                  |
|---|------------------|
| 0 | ：いつでもにおわない       |
| 1 | ：たまににおう（月に1回程度）  |
| 2 | ：ときどきにおう（週に1回程度） |
| 3 | ：しょつ中におう（日に1回程度） |
| 4 | ：いつでもおっている。      |

なお、上記の「感知しない程度」を「不快に感じない程度」とか、「支障が生じない程度」としているケースがある。

### (3) バックグラウンド

予測又は評価に当たっては、予測対象時期における選定項目に係るバックグラウンドを考慮する必要があるが、現在の悪臭の状況をバックグラウンドとしてもよい。

## 4-7 環境保全措置

先の保全目標の達成の程度の確認において、保全目標の達成が不十分とされた場合には、有効性やあいまい性に十分留意して、所要の保全対策を講じる。

なお、講じることとした保全対策については、その概要と期待される保全上の効果等を具体的に分かりやすく説明する。

### 1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う悪臭の影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、悪臭の影響を回避・低減するための措置として検討する。

悪臭防止対策に当たっては、周辺への影響の程度、事業所の事業内容、各施設の面積、作業状況、周辺環境、脱臭装置メンテナンスの能力等を十分考慮して、適切な対策を講じることが必要である。

また、悪臭防止対策の検討に当たっては、影響範囲の把握（問題となる臭気はどこから発生して、周辺にどの程度の影響を与えるのか）を行うとともに、臭気の発生量をいかに減らせるかを検討すべきである。

環境保全措置の具体例としては、次のような内容が考えられる。

- 原料や溶剤に用いる悪臭物質の使用を制限する。
- 悪臭物質（有機溶剤などの揮発性の高いもの）の蒸発防止対策
- 悪臭物質の保管容器等を密封する。
- 悪臭物質取扱施設あるいはそれが設置されている建屋を漏れがない構造とする。
- 排水処理施設については、極力臭気の発生しない構造とし、適切に維持管理する。
- 大気拡散及び大気希釈による対策（臭気の排出口の位置を高くする、排出口の向きを変える。）。ただし、この対策は、環境への負荷の低減を優先し、これを補うものとして検討すること。

- 臭気除去装置の設置（直接燃焼法、触媒酸化法、吸着脱臭法、低温凝縮法、湿式吸収法、生物脱臭法、消・脱臭剤法の単独使用又は組合せ）及び処理効率の向上
- 廃棄物の埋立てにおける覆土等

## 2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う悪臭の影響が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

- (1) 環境保全措置についての複数案の比較検討
- (2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

事業者により実行可能な検討には、次のような観点が考えられる。

- 悪臭の排出濃度が法令等の基準に照らして問題がないこと。
- 環境保全措置の水準が他の類似事例に照らして妥当であること。
- 悪臭物質の取扱装置あるいは建屋からの漏れに対する対策等が物理的に実施可能であること。
- 臭気除去装置等の効率は妥当であること。
- 臭気除去装置等が安定的に運転可能で、安全性等に問題がないこと。
- 臭気除去装置等の性能が技術的に実証されていること。

## 4-8 事後調査

### 1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

### 2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じる。

### 3 事後調査の期間等

事後調査の時期は、施設の稼働状況の変動、毎年の気象の変動等を考慮して、施設稼働が定常に達した時期とし、必要に応じ数年間は定期的に実施する。

また、中間的な時期に予測を行った場合には、その時期も事後調査の対象とする。

### 4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、悪臭の影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。